

茨木市公金保管・運用指針

地方自治法の趣旨を踏まえ、安全で確実かつ有利な資金の管理に取り組む必要があるため、本市の公金の保管・運用に関する指針を次のとおり策定する。

(基本姿勢)

第1 公金の保管・運用に当たっては、下記の事項を基本姿勢とする。

(1) 安全性の確保

元本が確実に回収できること

(2) 流動性の確保

短期・長期を問わず、支払いに支障を来さないよう十分な流動性を確保すること

(3) 有利性の追求

安全性及び流動性を前提とした上で、高い収益性を確保すること

(4) 効率性の追求

膨大な事務量を投下することができないよう、効率性に留意すること

(公金の種類)

第2 この指針で定める公金とは、歳計現金、歳入歳出外現金、基金及び一時借入金をいう。

(歳計現金の保管)

第3 歳計現金は日々の支払いに充てる準備金であることから、原則として指定金融機関及び指定代理金融機関における決済用預金で保管することとし、一定期間の運用が可能な資金については、通知預金、大口定期預金、債券等有利な運用に努める。

(歳入歳出外現金の保管)

第4 歳入歳出外現金の保管は、歳計現金の例による。

(基金の保管・運用)

第5 基金の保管・運用は、定額運用基金を除いて一括で行うものとし、安全性の確保できる預金及び債券とする。ただし、財政調整基金の株式については例外とする。

2 一括で運用した基金の運用益は、毎年度4月1日時点の基金残高に応じて配分する。

(預託先金融機関)

第6 預託先金融機関は、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び証券会社とし、借入金債務若しくは土地開発公社借入金に対する市の保証債務との相殺が可能な金融機関を優先的に選考することとする。

2 運用に際しては、次の各号のいずれかに抵触した金融機関に預貯金をしないこととし、運用期間中に抵触した場合には速やかに預貯金を解約し元金の保全を行う。ただし、指定金融機関及び指定代理金融機関が次の各号のいずれかに抵触した場合は、可能な範囲で預託先を他の金融機関に移動するなど、別途緊急時の運用方法を検討する。

(1) 自己資本比率が国際的な業務展開を行う金融機関にあっては8パーセント未満、国内だけで業務展開する金融機関にあっては4パーセント未満となった場合

(2) 格付けが公表されている金融機関については、主要な格付機関が長期債の格付けを投資適格等級から外れると判断した場合

(3) その他会計管理者が求めた事項に対し、明確な説明と誠意ある対応がなされない場合

(一時借入金の保管)

第7 一時借入金の保管は、歳計現金として保管する。

(債券運用方法)

第8 債券による運用を行う場合には、第1で定める基本姿勢に則り、下記の方法により運用する。

(1) 債券種別

投資元本が確実に償還される発行体のものであって、危急の際の現金化が確実な流動性の高い国債、地方債、政府保証債に限ること。

(2) 運用期間

価格変動リスクを避けるため、原則として債券の償還期限まで保有すること。

ただし、基金の取崩しが必要になる等やむをえない場合は、償還期限までに債券を売却することができる。

(3) 購入価格

購入価格が額面価格を上回らない債券とすること。

ただし、やむをえず購入価格が額面価格を上回る条件で購入する場合は、満期償還時における受取利息が額面価格と購入価格の差額を上回るものに限って購入することができる。

(公金管理対策会議)

第9 公金の保管・運用を行う金融機関が緊急を要する事態となったとき、公金の安全な管理を図るため、公金管理対策会議（以下「対策会議」という。）を招集する。

2 対策会議は、次の事項について協議する。

- (1) 指定金融機関または指定代理金融機関の経営状態が悪化した場合における公金保管の継続の可否
- (2) 基金運用している収納代理金融機関の経営状態が悪化した場合における定期性預金の解約、引き出しの可否
- (3) 公金の保管・運用先金融機関が破綻してしまった場合における事後処理方策
- (4) その他会長が必要と認めたとき。

3 対策会議は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 会長 市長（対策会議を招集、代表する）
- (2) 副会長 副市長、会計管理者（会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する）
- (3) 委員 水道事業管理者、総務部長、企画財政部長、水道部長、財政課長、会計室長

(庶務)

第10 公金管理対策会議の庶務は、会計室において処理する。

(その他)

第11 必要に応じ本指針の改正ができるものとする。

附 則

この指針は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成18年6月22日から施行する。

附 則

この指針は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成29年4月1日から施行する。